

県南広域振興局長告示第41号

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第2項の規定に基づき、次のとおり建築士事務所に対する処分をした。

平成24年3月30日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 処分をした年月日 平成24年3月16日
- 2 処分を受けた建築士事務所の名称及び開設者の氏名、その事務所の登録の別及びその事務所の登録番号
 - (1) 名称 KOSO建築設計室
 - (2) 氏名 尾形 幸喜
 - (3) 事務所の登録の別 二級建築士事務所
 - (4) 登録番号 (え)第2530号
- 3 処分の内容 登録の取消し
- 4 処分の原因となった事実 法第10条第1項の規定により、当該建築士事務所の管理建築士は、岩手県知事から平成24年3月16日付けで二級建築士の免許の取消しを受けた。このことが、法第26条第2項第4号に該当する。